

【刑 法】

問題 次の事例におけるX、Y及びZの罪責を論じなさい。

- (1) Xは、久し振りに元不良仲間のYと出会った際、何か遊ぶ金を得る方法はないものかと持ちかけたところ、Yは、ちょうどそこを自転車で通りかかった近所の独り暮らしのA(67歳)を認め、「Aは毎月はじめに甲信金乙支店から生活費を引き出すそうだ、今日もこれからそうするに違いない。」としゃべってしまった。そこでその金をひったくろうとXはYに持ちかけた。小心者のYは乗り気でなかったが、以前Xにはいろいろ助けて貰った恩義があり、また自分も遊ぶ金欲しさからそれに応じて、Xの運転する軽四輪自動車に同乗し、同支店の方へ向かった。しかし途中で、Yは、母ひとり子ひとりの家庭で、これで捕まれば母を泣かせることになると考え直して、Xにそのことを伝えこの話は忘れて欲しいと盛んに懇願した。Xは、車を路肩に止めYを説得したが、遂に根負けし渋々ながらそれを了承したため、Yは車を降りて駆けだして帰った。
- (2) Xは、これも仕方ないかと思いつつ、車を運転して同支店の前を通りかかった際、同支店から出てきたAと年格好や服装などが酷似したBをAと見誤り、急に先の計画が思い出され、自転車に乗ったBの後をつけることにした。交差点が赤信号になったため、Bは、片足を地面につけて前籠に手提げバッグを入れた自転車にまたがったまま信号が変わるのを待っていた。今がチャンスと考えたXは、その後方約3メートルに車を停止させて下車し、Bの後ろから近づき「おじいちゃん」と声をかけるなり、右手で自転車の前籠からその手提げバッグをつかみ取り、そのまま身体を反転させて車に戻ろうとしたところ、Bに左手首をつかまれたため、これを振りほどこうとしてつかまれた左手を強く手前に引っ張った。すると安定を失ったBがその場の路上に自転車ごと倒れてしまった。
- (3) その後、Xは、車に戻って運転席に乗り込み逃走しようとしたが、起き上がってきたBが車の前に立ちほだかり、フロントガラスを両手で押さえてXの逃走を防ごうとするとともに、「カバンを返せ」と大声で怒鳴って取り戻そうとした。Xはそれに構わず車を発進させ、右にハンドルを切りながら少しずつ前進していったため、Bも両手をフロントガラスにおいたまま5、6歩後退したが、危険を感じて助手席側に身体をかわして避けよう

とした際、Bはその場に転倒した。そして、Xは車の速度を速めてそこから逃走した。

- (4) Bは加療3週間を要する傷害を負ったが、その傷害結果に、2度の転倒のどちらがどの程度影響したかは、証拠上確定できなかった。
- (5) また、その手提げバッグには現金約15万円、同信金のキャッシュカードとその暗証番号らしいメモなどが入っていた。翌日、Xは、その現金の中から、約3万円で内縁の妻Zにネックレスを買ってきてプレゼントするとともに、家計の足しにと2万円を渡した。Xは、Zに対し「競馬で儲けた。」と告げ、また、上記キャッシュカードとメモを渡し「その競馬場で拾った。これで現金を引き出せたら、アパートの家賃(6万円)を振り込んでくれ。」と依頼した。Zは、Xの普段の言動からその説明を大いに疑い、誰かを脅すか騙して得たものではと思ったが、それでも構わないと考え、ネックレス等を快く受け取った。
- (6) そして翌日、上記カードを持参して同信金丙支店に赴き、まず残高を確かめようとATM機にカードを挿入したところ、既に盗難届が出ていたため、カードは機械に入ったままになり、すばやく同支店の職員に呼び止められ、警察に通報されてしまった。